

議案第27号

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和6年5月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、学校体育施設の冷房設備に係る使用料の額を定め
るため、改正する必要があるからである。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

愛西市学校体育施設の開放に関する条例(平成17年愛西市条例第83号)の一部を次のように改正する。

別表中

備考

- 1 昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。
- 2 立田中学校の体育館等(剣道場を除く。)において冷房設備を使用する場合は、1時間につき4,880円を加算する。

を

備考

- 1 昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。
- 2 立田中学校の体育館等(剣道場を除く。)において冷房設備を使用する場合は、1時間につき4,880円を加算する。
- 3 佐屋中学校、八開中学校(卓球室を除く。)、佐織中学校及び佐織西中学校の体育館等において冷房設備を使用する場合は、1時間につき700円を加算する。

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の愛西市学校体育施設の開放に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に愛西市学校体育施設を使用する者について適用し、施行日前に当該施設を使用する者については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表に規定する冷房設備の使用の許可については、施行日前においても行うことができる。
- 4 前項の規定により冷房設備の使用の許可を受けた者からは、施行日前においても新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後								改正前							
別表（第9条関係）								別表（第9条関係）							
学校名 及び開 放施設	運動場等			体育館等			備考	学校名 及び開 放施設	運動場等			体育館等			備考
	単位	昼間使 用料	夜間使 用料	単位	昼間使 用料	夜間使 用料			単位	昼間使 用料	夜間使 用料				
佐屋中学校の項から西川端小学校の項まで 略								佐屋中学校の項から西川端小学校の項まで 略							
備考								備考							
1 昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。								1 昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。							
2 立田中学校の体育館等（剣道場を除く。）において冷房設備を使用する場合は、1時間につき4,880円を加算する。								2 立田中学校の体育館等（剣道場を除く。）において冷房設備を使用する場合は、1時間につき4,880円を加算する。							
3 佐屋中学校、八開中学校（卓球室を除く。）、佐織中学校及び佐織西中学校の体育館等において冷房設備を使用する場合は、1時間につき700円を加算する。															

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

学校体育施設の冷房設備に係る使用料の額を定めるもの

第2 改正の理由

学校体育施設の体育館等に冷房設備を設置することに伴い、使用料の額を条例に定めるため

第3 改正の内容

体育館等において冷房設備を使用する場合の使用料を以下のとおり定めるもの

冷房設備を使用できる学校	単位	使用料
佐屋中学校 八開中学校 佐織中学校 佐織西中学校	1時間につき	700円

第4 施行期日

令和6年9月1日